

三重県の人事行政の運営等の状況について

県では、平成16年度からおおむね10年先の県政のめざす将来像とその実現に向けて、「県民しあわせプラン」をスタートさせました。

厳しい財政状況の中ですが、人件費の抑制など歳出の徹底的な見直しを進めるとともに、限られた財源を重点的かつ効率的に配分して、県民のみなさんが“しあわせ”を実感できる三重県をつくっていきます。

また、「県民しあわせプラン」を着実に推進していくため、県政運営の仕組みが体系的・効果的に機能するよう「みえ行政経営体系」を構築し、県民のみなさんに質の高い行政サービスが提供できるよう努めています。

そうした中、地方公務員法の改正にともない、「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」が平成17年4月1日に施行されました。県職員の任免や給与、勤務条件などの状況をお知らせし、透明性を高めることにより、より適正な人事行政の運営を確保することとしています。

今後とも県民のみなさんの目線で感じ、考え、積極的に情報公開や情報提供を進めることで、県民のみなさんの理解と信頼が得られるよう県政運営を進めていきます。

平成17年9月27日

一 人事行政の運営の状況

- 1 任免及び職員数に関する状況
- 2 給与の状況
- 3 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 分限及び懲戒処分の状況
- 5 サービスの状況
- 6 研修及び勤務成績の評定の状況
- 7 福祉及び利益の保護の状況
- 8 その他知事が必要と認める事項

二 人事委員会の業務の状況

- 1 競争試験及び選考の状況
- 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- 3 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

一 人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数

職員の採用は、行政需要の動向や今後の退職者数などを考慮して行っています。平成16年度及び平成17年4月1日の職員の新規採用の状況は次のとおりです。

競争試験

(単位：人)

平成16年度 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)			平成17年4月1日		
試験区分	職種	採用者数 (うち女性)	試験区分	職種	採用者数 (うち女性)
A	行政	29 (10)	A	行政	33 (14)
	福祉技術	3 (3)		福祉技術	3 (2)
	環境	2 (1)		環境	1 (1)
	化学	1 (0)		化学	1 (0)
	林学	2 (1)		林学	1 (0)
	農学	1 (1)		農学	1 (1)
	水産	2 (1)		水産	2 (0)
	情報	2 (1)		情報	1 (0)
	総合土木	7 (1)		総合土木	10 (1)
	建築	1 (0)		電気	3 (0)
	機械	1 (0)		機械	1 (0)
	獣医	5 (3)		獣医	2 (0)
	薬学	1 (1)		薬学	4 (2)
					保健師
	小計	57 (23)		小計	64 (22)
B	警察事務	5 (2)	B	警察事務	9 (4)
	司書	5 (2)		司書	4 (1)
	小計	10 (4)		小計	13 (5)
C	一般事務	5 (1)	C	一般事務	5 (1)
	総合土木	1 (0)		総合土木	2 (1)
	警察事務	1 (1)		警察事務	3 (3)
	小計	7 (2)		小計	10 (5)
民間	行政	3 (0)	民間	行政	4 (0)
	福祉技術	1 (1)		化学	1 (0)
	水産	1 (0)		農学	1 (0)
	情報	1 (0)		情報	1 (0)
	総合土木	2 (0)		総合土木	3 (1)
	建築	2 (0)		獣医	1 (1)
	小計	10 (1)		小計	11 (2)
	警察官 A	84 (11)		警察官 A	61 (5)
	警察官 B	22 (5)		警察官 B	14 (2)
	小計	106 (16)		小計	75 (7)
市町村 立学校 職員 B	学校事務	9 (4)	市町村 立学校 職員 B	学校事務	11 (5)
	学校栄養士	4 (4)		学校栄養士	5 (5)
	小計	13 (8)		小計	16 (10)

市町村立 学校職員C	学校事務	4 (3)
	小計	4 (3)
合 計		207 (57)

市町村立 学校職員C	学校事務	4 (3)
	小計	4 (3)
合 計		193 (54)

選考

(単位：人)

平成16年度 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)	
職種	採用者数 (うち女性)
試験研究技師	2 (0)
言語聴覚士	1 (1)
理学療法士	1 (0)
臨床検査技師	2 (2)
作業療法士	1 (1)
診療放射線技師	1 (0)
児童自立支援専門員	1 (0)
児童生活支援員	1 (1)
身体障害者	3 (2)
航海士	1 (0)
教員	265 (148)
看護大学教員	5 (5)
医師	43 (8)
歯科医師	1 (1)
看護師	79 (71)
現業職	3 (0)
合 計	410 (240)

平成17年4月1日	
職種	採用者数 (うち女性)
機関士	1 (1)
保育士	2 (0)
無線通信士	1 (0)
児童生活支援員	1 (1)
身体障害者	3 (1)
教員	343 (208)
看護大学教員	2 (1)
医師	13 (5)
看護師	47 (42)
現業職	1 (0)
合 計	414 (259)

(2) 再任用の状況

高齢者の豊かな知識と経験を活用するため、条例に基づき再任用制度を実施しています。

平成17年4月1日の職員の再任用状況は次のとおりです。(単位：人)

区 分	フルタイム勤務	短時間勤務	合 計
知事部局等	36	1	37
教育委員会	37	20	57
警 察	2	0	2
合 計	75	21	96

* 知事部局等・・・知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場調整委員会事務局のこと(以下、同様)。

(3) 退職者数

平成16年度の退職状況は次のとおりです。(単位：人)

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
知事部局等	75	52	152	279
教育委員会	197	155	94	446
警 察	52	18	19	89
合 計	324	225	265	814

(4) 部門別職員数の状況

平成17年4月1日現在の部門別の職員数の状況及び主な増減理由は次のとおりです。

(単位：人)

		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成17年	平成16年		
一般 行政 部門	議 会	36	36	0	災害復旧体制の強化、法人事業税の外 形標準課税導入対策の推進、児童虐待 対応の強化、不法投棄等是正推進事業 の実施 等による増 業務の見直し・効率化、外郭団体等へ の職員派遣の見直し、国有財産管理事 務の市町村移譲、市町村合併協議会駐 在の終了、建築確認業務の市町村合併 による移管、生活保護業務の市町村合 併による移管 等による減
	総務企画	989	1,017	28	
	税 務	257	248	9	
	民 生	428	441	13	
	衛 生	596	611	15	
	労 働	78	78	0	
	農林水産	1,059	1,052	7	
	商 工	253	254	1	
	土 木	1,129	1,111	18	
	小 計	4,825	4,848	23	
特別 行政 部門	教 育	15,525	15,589	64	児童・生徒数の減少等による減
	警 察	3,239	3,203	36	警察活動の強化等による増
	小 計	18,764	18,792	28	
公営 企業等 会計 部門	病 院	1,131	1,124	7	診療体制の充実等による増
	水 道	140	133	7	伊賀水道建設体制の拡充による増
	電気ほか	136	143	7	業務の見直し・効率化等による減
	小 計	1,407	1,400	7	
合 計		24,996 (26,417)	25,040 (26,514)	44 (97)	

(総務省地方公共団体定員管理調査による数)

* 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 ()内は、条例定数の合計です。

(5) 定員適正化の状況

本県では、平成10年度から定員の適正化に取り組み、16年度までの7年間で、一般行政部門の職員数を411人削減してきており、平成16年4月1日現在で4,848人となりました。

今後も、厳しい財政状況のもと簡素で効率的な行政の確立を図るため、市町村合併の進展、市町村への権限移譲、県組織の見直しなどを踏まえ、引き続き新たな定員削減計画に沿っておおむね4～5%をめどに職員数を削減します。

(6) 身体障害者の任用状況

県では、身体障害者の雇用促進を図るため、一般事務職および教員の身体障害者の選考試験を実施しています。平成17年度は一般行政職3人、教員2人を採用しています。今後も一層の身体障害者の雇用の確保に努めます。

平成17年6月1日現在の身体障害者の任用総数及び雇用率は以下のとおりです。

	知事部局	企業庁	病院事業庁	教育委員会	警 察
身体障害者雇用者数(人)	113	3	8	134	8
雇用率(%)	2.39	2.45	1.67	1.34	2.01

*教育委員会の法定雇用率は2.0%、それ以外の法定雇用率は2.1%です。

(7) 女性職員の登用状況

男女共同参画の観点から、女性職員の積極的登用を図っています。

平成17年4月1日現在の女性職員の登用状況については以下のとおりです。

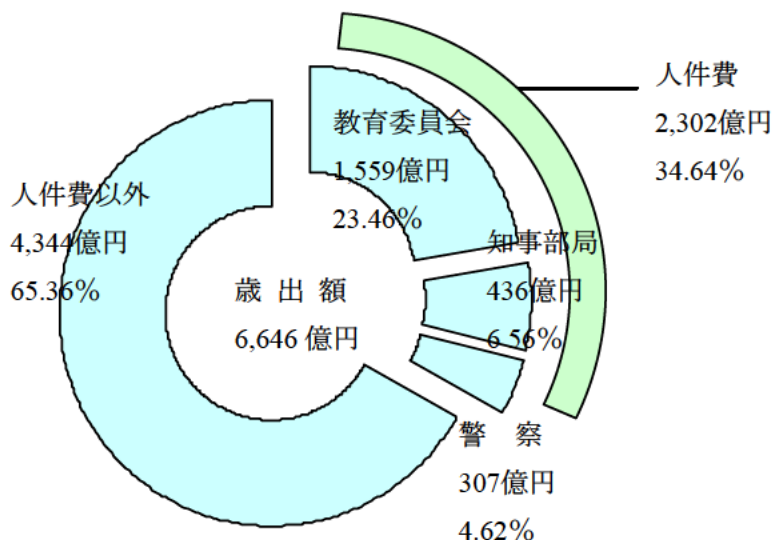
	管理職			女性管理職の内訳		
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)	部長級	次長級	課長級(課長 補佐級室長 を含む。)
知事部局等	746	35	4.7	2	2	31
教育委員会事務局	82	2	2.4	0	0	2
県立学校及び小中 学校の校長・教頭	759	86	11.3	—	—	—
警察	60	2	3.3	0	0	2

2 給与の状況

(1) 人件費の状況(平成16年度普通会計決算額)

住民基本台帳人口 (平成17年3月31日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	平成16年度 の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
1,858,026	664,614,137	7,952,849	230,181,272	34.6	33.0

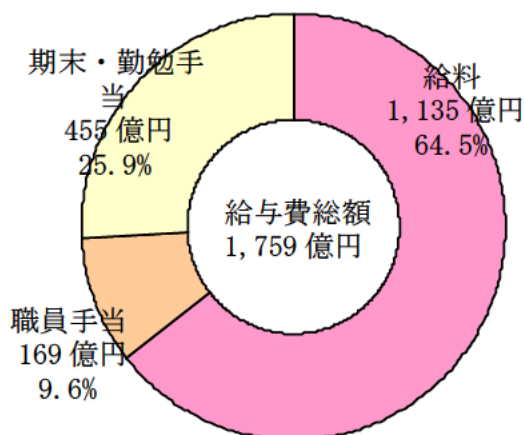
(注) 人件費には、知事及び職員の給与並びに議員等の報酬のほか、地方職員共済組合負担金等を含みます。



(2) 職員給与費の状況(平成17年度一般会計当初予算)

職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
24,893 (18)	113,530,302	16,912,528	45,465,793	175,908,623	7,067

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
 2 職員数は、平成17年度当初予算計上人員です。
 3 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。



(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成17年4月1日現在)

	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	358,181円	435,601円	41.6歳
警察官	359,754円	474,419円	41.0歳
高等学校教員	408,774円	461,348円	43.4歳
小・中学校教員	409,009円	453,134円	43.7歳
現業職員	343,890円	381,686円	46.0歳

(注) 給与は、基本給である給料に諸手当を含んだものです。

(4) 職員の初任給の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	三重県		国		
	初任給	採用2年経過 給料月額	初任給	採用2年経過 給料月額	
一般行政職	大学卒	177,400円	190,200円	I種 179,800円 II種 170,700円	I種 198,600円 II種 184,400円
	高校卒	143,300円	154,300円	138,800円	148,500円
警察官	大学卒	195,600円	220,200円	185,900円	210,300円
	高校卒	163,300円	185,900円	156,700円	177,400円
高等学校教員	大学卒	198,000円	212,400円	—円	—円
小・中学校教員	大学卒	198,000円	212,400円	—円	—円
現業職員	高校卒	143,300円	154,300円	—円	—円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成17年4月1日現在)

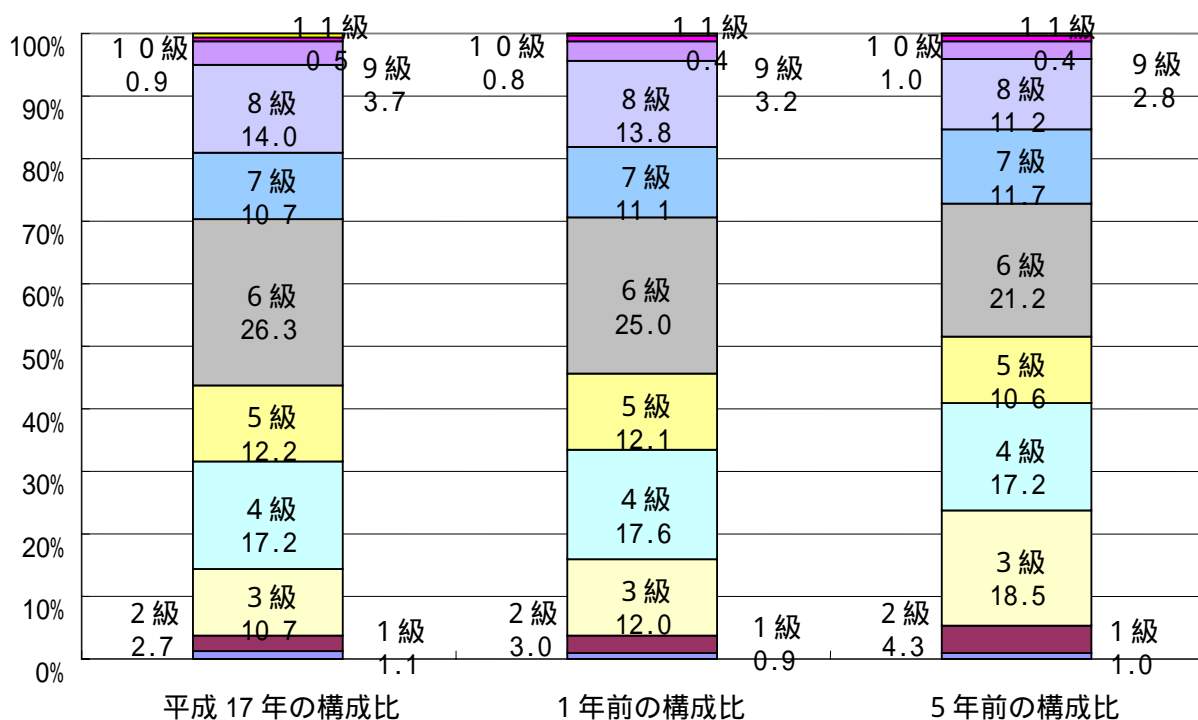
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年
一般行政職	大学卒	277,859円	336,318円	396,145円	422,536円
	高校卒	220,683円	283,340円	335,474円	390,863円
警察官	大学卒	297,394円	339,150円	394,387円	435,490円
	高校卒	251,863円	304,089円	376,069円	413,759円
高等学校教員	大学卒	324,264円	378,351円	414,912円	444,846円
小・中学校教員	大学卒	322,092円	378,476円	410,896円	437,102円
現業職員	高校卒	213,600円	281,119円	324,596円	373,190円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(平成17年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主事技師	主任	係長主任	主幹係長	課長補佐主幹	課長課長補佐	次長課長	次長	部長	
職員数(人)	58	144	571	919 (2)	651 (7)	1,401	572	749	195	47	25	5,332 (9)
構成比(%)	1.1	2.7	10.7	17.2	12.2	26.3	10.7	14.0	3.7	0.9	0.5	100
参考	1年前の構成比	0.9	3.0	12.0	17.6	12.1	25.0	11.1	13.8	3.2	0.8	100
	5年前の構成比	1.0	4.3	18.5	17.2	10.6	21.2	11.7	11.2	2.8	1.0	100

(注) 1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。



(7) 昇給期間短縮の状況

区分	合計	代表的な職種					
		行政職	公安職	高等学校 校教員	小・中学 校教員	現業職	
平成16年度	職員数(人) A	24,522	5,620	2,822	4,349	10,521	490
	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数(人) B	6,989	1,526	497	1,103	3,429	205
	比率(%) B/A	28.5	27.2	17.6	25.4	32.6	41.8
平成15年度	職員数(人) A	25,053	5,607	2,863	4,608	10,730	513
	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数(人) B	6,169	770	595	1,153	3,442	105
	比率(%) B/A	24.6	13.7	20.8	25.0	32.1	20.5

(注) 1 昇給期間の短縮は、3月から24月までで行っており、これらを12月に換算した場合の特別昇給を受けた職員の比率は、平成15年度が12.1%、平成16年度が14.7%になります。

2 職員数は、それぞれ平成15年10月1日(平成15年度)、平成16年10月1日(平成16年度)現在の人数です。

(8) 職員手当の状況

期末手当及び勤勉手当並びに退職手当の状況(平成17年4月1日現在)

期末手当	6月期	1.40月分	0.70月分	
		(0.75)月分	(0.35)月分	
勤勉手当	12月期	1.60月分	0.70月分	
		(0.85)月分	(0.35)月分	
	計	3.00月分	1.40月分	
		(1.60)月分	(0.70)月分	
	()内は、再任用職員に係る支給割合です。			
	職制上の段階、職務の級等による加算措置があります。			
退職手当	(支給率)	自己都合	定年・勸奨	
	勤続20年	21.0000月分	27.3000月分	
	勤続25年	33.7500月分	42.1200月分	
	勤続35年	47.5000月分	59.2800月分	
	最高限度額	59.2800月分	59.2800月分	
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		
		(平成16年度1人当たり平均支給額)		
		自己都合	定年・勸奨	
	一般職員	5,222千円	27,625千円	
	教育公務員	8,150千円	27,883千円	
警察官	10,094千円	27,618千円		
全職員	27,800千円			

調整手当の状況（平成17年4月1日現在）

支給対象地域、職種	東京都特別区	大阪市等	医 師
支 給 率	12%	10%	10%
国の制度(支給率)	12%	10%	10%
支給対象職員数	42人		31人
支給対象職員1人当たり平均支給年額	512,846円		

(注) 民間の賃金や物価、生計費が特に高い地域に勤務する職員と医師に支給されています。

特殊勤務手当の状況（平成17年4月1日現在）

職員全体に占める手当支給対象職員の割合	23.4%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	142,338円(平成16年度平均支給年額)
手当の種類(手当数)	35
多くの職員に支給されている手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員特殊業務手当 ・ 教育業務連絡指導手当 ・ 保健福祉業務手当 ・ 危険作業手当 ・ 刑事作業手当

時間外勤務手当の状況

平成16年度	支 給 総 額	3,704,227千円
	職員1人当たり平均支給年額	173千円
平成15年度	支 給 総 額	3,550,060千円
	職員1人当たり平均支給年額	165千円

扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の状況（平成17年4月1日現在）

扶養手当	ア 配偶者	13,500円
	イ 配偶者以外の扶養親族2人まで (配偶者が扶養親族でない場合、一人目のみ 3人目から 16歳以上22歳以下の子については、5,000円を加算)	6,000円
		6,500円
		5,000円
住居手当	ア 借家、借間居住者	支給対象額 8,000円を超える額 ただし最高支給限度額 27,000円
	イ 自宅居住者	2,700円
通勤手当	ア 交通機関利用者	最高支給限度額 65,000円
	イ 交通用具利用者	最高支給限度額 60km以上 31,600円
単身赴任手当	月額	23,000円
	最高支給額距離加算	1,500km以上 45,000円

(9) 特別職の報酬等の状況(平成17年4月1日現在)

	報酬月額等	期末手当
知事	1,310,000円 (1,244,500円)	6月期 2.10月 12月期 2.30月 計 4.40月
副知事	1,030,000円 (978,500円)	
出納長	880,000円 (836,000円)	
議長 副議長 議員	1,020,000円 900,000円 830,000円	条例に基づき、給料月額等の20%の加算措置があります。

(注) 平成17年4月1日から平成19年3月31日までの間、知事、副知事及び出納長の給与については給料の額の5/100を減額しており、()内は減額後の額です。

(10) 企業職員の給与の状況

企業職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成17年4月1日現在)

事業	職種等	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
病院事業	一般行政職	341,225円	479,820円	40.2歳
	医師、歯科医師	412,752円	866,511円	38.5歳
	薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士等	329,808円	414,810円	37.6歳
	保健師、看護師、准看護師	300,322円	364,247円	35.4歳
水道事業 工業用水事業 電気事業	一般行政職	337,477円	436,787円	39.9歳

(注) 企業職員とは、三重県の行っている病院事業並びに水道事業、工業用水事業及び電気事業に従事する職員です。これらの職員には地方公営企業等の労働関係に関する法律が適用され、給与については労使交渉で、その水準を決めることが認められています。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間及び休息時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	8:30	17:15	12:15~13:00	12:00~12:15 17:00~17:15

公務運営上の事情により特別な勤務時間の割振りを行う必要がある場合には、所属長が任命権者の承認を受けて勤務時間を変更することができます。

また、研究職のうち人事委員会が定める職員については、職員の申告を経た勤務時間の割振りを行うことができません（いわゆる「フレックスタイム」）。

勤務時間の変更の類型には次のようなものがあります。

ズレ勤務・・・勤務時間の長さを変更せず、時間帯をずらした勤務

交替制等勤務・・・あらかじめ一定の形に割り振られた複数の正規の勤務時間を規則的な周期で定型的に繰り返す勤務

勤務時間の弾力化・・・あらかじめ定めたパターンの勤務時間を組み合わせ、1週40時間の勤務時間を4週間単位で割り振った勤務

(2) 休暇制度の概要

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1暦年20日
病気休暇	公務傷病	必要な期間(6月以内)
	私傷病	必要な期間(6月以内、ただし結核は1年以内)
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使 証人等としての裁判所等への出頭	その都度必要な期間
	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	
	ボランティア休暇	1暦年5日以内
	結婚休暇	7日以内
	妊婦の通勤緩和	1日1時間以内
	妊娠障害(つわり等)	14日以内
	産前・産後休暇	産前・産後各8週間(多胎は産前14週間)
	妻の出産、子の疾病等	1暦年3日以内(中学校就学前の子の疾病等については4日を加えることができる。)
	育児時間	1日2回各45分(生後1年6月以内)
	生理休暇	その都度必要な期間
	法令に基づく予防注射、健康診断等	
	忌引	配偶者10日、父母7日、子5日、兄弟姉妹3日 など
	配偶者、子及び父母の祭日	1日以内(遠隔地の場合往復日加算) 配偶者の父母及び父母の配偶者含む
	夏季休暇(盆等の諸行事、健康増進)	5日以内
	スクーリング	その都度必要な期間
	災害による住居の滅失及び損壊	
災害等による出勤困難 災害時の退勤途上の危険回避		
介護休暇	配偶者等の介護(無給)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の範囲内の必要な期間
組合休暇	職員団体の活動への従事(無給)	1暦年30日を越えない日数

(3) 年次有給休暇の取得状況(平成16年1月1日～平成16年12月31日)

職員には1年(暦年)あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

平成16年の職員一人あたりの平均取得日数は次のとおりです。

	平均日数(日)
知事部局等	12.8
教育委員会	13.5
警 察	5.4

*教育委員会の対象者は、事務局職員及び県立学校の事務職員、学校司書、現業職員等です。

(4) 育児休業の取得状況(平成16年4月1日～平成17年3月31日) (単位:人)

	知事部局等		教育委員会		警 察		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業の取得人数	6	133	6	564	0	29	12	726
部分休業の取得人数	0	21	0	10	0	2	0	33

(5) 介護休暇の取得状況(平成16年4月1日～平成17年3月31日) (単位:人)

	知事部局等		教育委員会		警 察		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休暇の取得人数	7	3	4	32	0	0	11	35

4 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任および休職があります。

平成16年度の分限処分の状況は次のとおりです。(単位:人)

	処分の種類		免職	降任	休職	合計
	処分事由					
知事部局等	心身の故障の場合		0(0)	0(0)	79(29)	79(29)
	条例で定める事由による場合				4(4)	4(4)
	小 計		0(0)	0(0)	83(33)	83(33)
教育委員会	心身の故障の場合		1(1)	0(0)	154(108)	155(109)
	職に必要な適格性を欠く場合		2(2)	0(0)		2(2)
	小 計		3(3)	0(0)	154(108)	157(111)
警 察	心身の故障の場合		0(0)	0(0)	12(4)	12(4)
	職に必要な適格性を欠く場合		0(0)	2(2)		2(2)
	小 計		0(0)	2(2)	12(4)	14(6)
計	心身の故障の場合		1(1)	0(0)	245(141)	246(142)
	職に必要な適格性を欠く場合		2(2)	2(2)		4(4)
	条例で定める事由による場合				4(4)	4(4)
	合 計		3(3)	2(2)	249(145)	254(150)

* ()内は、実人数です。

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給および戒告があります。

県民のみなさんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

平成16年度の懲戒処分の状況は次のとおりです。 (単位：人)

	処分の種類 処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計
知事 部局等	法令に違反した場合	0	2	3	1	6
	小計	0	2	3	1	6
教育 委員会	法令に違反した場合	3	5	2	1	11
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	1	0	1
	小計	3	5	3	1	12
警 察	法令に違反した場合	0	0	1	1	2
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	1	0	0	1
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	1	1	2
	小計	0	1	2	2	5
計	法令に違反した場合	3	7	6	3	19
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	1	1	0	2
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	1	1	2
	合計	3	8	8	4	23

5 サービスの状況

(1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、県民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

人間ドックや国民体育大会に参加する場合等には、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2) 営利企業等への従事の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

平成17年4月1日現在の営利企業等への従事の状況は、次のとおりです。

地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、任命権者の許可を受けて兼業している者

区 分	人数(人)	主な事業内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ねている者	11	県出資法人の役員等

自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者	33	不動産等賃貸、農業経営
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事している者	15	大学非常勤講師等

教育公務員特例法第17条第1項の規定に基づき、兼職している者

区分	人数(人)	主な業務内容
国立学校等(大学院を含む)及び教育施設等	0	
公立学校等(大学院を含む)及び教育施設等	1	大学非常勤講師
私立学校等(大学院を含む)及び教育施設等	1	建設職業訓練協非常勤講師
その他	3	文化財パトロール調査員

(3) 三重県職員倫理憲章の概要

県民の皆さんと行政(県職員)とのパートナーシップ構築のためには、県民の皆さんにより積極的に県政に参加していただけるよう、職員に対する信頼を獲得する必要があります。この目的の実現に向けて、より一層信頼される三重県職員としての倫理を確保するため、平成14年4月に「三重県職員倫理憲章」を定めました。

その中で、職員の心構えとして、次の三点を定めています。

職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、不当な差別的取扱いをすることなく、常に公正な職務の執行に努めます。

常に公私の別を明らかにして行動し、職務又はその地位を私的な利益のために用いません。勤務時間外においても、自らの行動が公務への信用に与える影響を自覚し、県民の皆さんからの信頼の確保に努めます。

また、三重県職員倫理憲章の考え方の具体的な行動指針として、利害関係を有する者や私的な関係に基づく行為における留意事項などを定めています。

三重県職員倫理憲章及び指針は、県ホームページで公表しています。

* 県ホームページアドレス

<http://www.pref.mie.jp/jinzai/plan/shikumi/ninmen/system/rinri.htm>

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

【知事部局等】

職員研修体系の概要

「経営型」行政運営に対応する人材育成・能力開発を進め、職員一人ひとりのキャリア形成を支援するため、第2次職員研修推進計画(14年度～18年度)に基づき体系化しています。

自己啓発 自己啓発助成(経営品質向上活動講座(通信)等)

職場研修 職場でのOJT、学習的職場風土づくりの支援、新規採用職員指導者研修

部局研修 部局が主催する能力開発研修、学習的職場風土づくりの支援

専門研修 人権研修、人権啓発推進員研修、部局が主催する専門的研修

キャリアステージ研修 新規採用職員研修、キャリアデザイン研修、キャリア支援研修、キャリアカウンセリング、技術員研修

- マイセルフ研修** 政策立案・法務能力、政策実施・評価能力、意識改革・視野の拡大、情報活用能力、職務活用能力の向上に資する自己選択型研修
- マネジメント研修** トップセミナー、室長向け研修、グループリーダー研修等
- e ラーニング** イン트라ネットを利用した研修
- 派遣研修** 大学院、民間企業、自治大学校への派遣
- 政策研究** 研究活動支援（政策研究ワークショップ、政策研究講座、議会図書室活用等）政策研究（『地域政策 - 三重から』の発行等）

職員研修実施状況

平成16年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

研修名	回数	のべ日数	受講者数（人）
キャリアステージ研修	35	105	1,408
マイセルフ研修	55	113	1,988
マネジメント研修	15	20	397
専門研修（ 1 ）	17	11	4,095
職場研修（ 2 ）	3	3	490
政策研究（ 3 ）			154

- 1 地域機関職員人権研修については、受講人員実績のみ
- 2 政策開発研修センターで実施した分のみ
- 3 政策研究ワークショップ及び議会図書室自主研究支援の参加者数を計上

【教育委員会】

教職員研修体系の概要

教職員のニーズや今日的な教育課題等を的確に捉え、教職員の資質向上に効果的な研修を体系的に実施しています。

研 修 講 座	基本研修 初任者、経験者、管理職等を対象とした研修 [教諭研修][養護教諭研修][学校栄養職員研修][学校事務職員研修] [管理職研修] 等
	教育課題研修 今日的な教育課題に対応した研修 [カウンセリング研修][人権・同和教育研修] 等
	専門研修 教科・領域等における指導内容や方法についての研修 [各教科研修][ブロック別研修][エキスパート研修][環境教育] [健康教育][外国人児童生徒の教育][情報教育] 等
	職務・職能研修 職務・職能に関する研修 [学校給食職員研修][実習助手研修][学校司書研修] [現業職員教育][キーパーソン・コーチング研修] 等
	特別研修 特定の教科や領域に関する研修 [英語教員集中研修][特別支援教育コーディネーター養成研修]

- ネットDE研修** ITを活用して「いつでも、どこでも、なんどでも」学べる研修
- 派遣研修** 海外研修、内地留学、県外研修等の研修

学校内研修(OJT)支援 校内研修等への協力、支援

県立学校教科研修活動等支援 県立学校の教科指導等に係わる研修への支援

学校経営サポート事業 学校経営の改革や改善に向けて、専門家を派遣する事業

課題研究支援 教育課題等の解決に向けての専門的アプローチによる実践的な研修・研究への支援

指導力向上支援 指導力等に課題のある教員の指導力向上支援

教職員研修実施状況

平成16年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

研修名	講座数	受講者数(人)
研修講座	267	19,554
ネットDE研修	47	9,949
学校内研修(OJT)支援	298()	3,307

学校へのOJT支援回数

【警察】

職員研修体系の概要

警察学校その他の教養訓練施設において、新たに警察職員として採用された者や昇任した者等に対し、その職務に必要な知識及び技能を修得させるために、入校による研修を行っています。

初任科 新たに採用された警察職員に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程

初任総合科 初任科及び職場での実習を終了した警察官に必要な知識及び技能を修得させるための課程

専科 警察職員に、特別の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるための課程

任用科 各階級に昇任又は昇任が予定されている警察職員に必要な知識及び技能を修得させるための課程

また、部門別に新規任用の警察官に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程

職員研修実施状況

平成16年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

学校別	課程名	回数	期間	受講者数(人)	
警察大学校	警察運営科	5	3週	5	
	任用科	警部「短期」(49歳未満)	2	3月	10
		警部「長期」(42歳未満)	1	6月	8
		課長補佐任用(50歳未満の一般職員)	4	2週	4
	教官養成科	4	1月	5	
	専科	26	1週から1月	26	
	指定職任用科	4	1週から3週	4	
	研究科	5	2週から2月	5	

特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	1	4月	1	
国際捜査研修所	語学研修等	11	1週から1年	12	
財務捜査研修センター	財務捜査研修科	2	3週から6月	2	
法科学研修所	現任科	2	3週	2	
	専攻科	3	2週	3	
管区警察学校	任用科	警部(49歳以上56歳未満)	1	2週	8
		警部補(46歳未満)	4	8週	32
		巡査部長(41歳未満)	4	6週	63
		係長(46歳未満の一般職員)	1	2週	4
		主任(41歳未満の一般職員)	1	2週	2
	専科	13	1週から2月	57	
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	4	10月又は6月	101
		新規採用の一般職員	1	4週	9
	初任総合科初任科	4	3月又は2月	174	
	任用科	警部補(46歳以上)	1	2週	12
		巡査部長(41歳以上)	1	2週	16
		部門別(各部門に新規任用の警察官)	4	2週から4週	61
	専科	26	1週から2週	378	

(2) 勤務成績の評定の状況

【知事部局等】

職員の能力開発、人材育成及び公正な人事への反映を目的として、管理職員の勤務評定を行っています。勤務評定の概要は以下のとおりです。

評定の対象者	毎年基準日(1月1日)現在在職の一般職に属する部長級、次長級及び課長級(課長補佐級の室長を含む。)の職員
評定者	原則は上位の職の者が評定、1次評定と2次評定
評定対象期間	毎年4月1日から3月31日まで
評定方法	評定期間における職務行動等を、各評定要素ごとに、5段階絶対評価で分析的な評価を行う。(評価基準と比較して、各人の業績・能力・意欲がどの程度の水準にあるかを把握する)
評定手順	期首面接...自己申告に基づき、評定者と被評定者が話し合いのうえ、被評定者の職務上の目標等を設定する。 中間面接...上半期の業績等について、進捗状況や今後の見通し等を聞き取り、指導・助言を行う。 評定面接...1月1日を基準日とし、1月中に、自己評価を踏まえ評定を行ったうえ、面接(話し合い)を実施する。 期末面接...3月に、指導育成のための面接を実施する。(評定面接と併せて実施してもよい)
評定要素	部長級 実績：能力：意欲 = 7：3：0 次長級・課長級 実績：能力：意欲 = 5：3：2

【教育委員会（公立学校）】（事務局は知事部局等の制度を適用）

公正な人事管理の基礎資料とするため、職員の勤務実績、能力、性格等を総合的に評価する勤務評定を行っています。勤務評定の概要は以下のとおりです。

評定の対象者	毎年基準日（9月1日）現在在職の公立学校の校長、教員、事務職員その他常時勤務する職員
評定者	県立学校にあつては県教育委員会教育長及び校長 市町村立学校にあつては市町村等教育委員会教育長及び校長
評定対象期間	毎年9月1日から8月31日まで
評定方法	評定期間における勤務実態から各評定要素毎に、原則として4段階絶対評価を行う。
評定手順	評定者は必要に応じて面接等を実施し、職員の勤務状況等を把握したうえで、公正な評定を行う。
評定要素	職務の状況、特性・能力、勤務状況等

【警察】

公正な人事管理の基礎資料とするため、職員の勤務実績、能力、性格等を総合的に評価する勤務評定を行っています。勤務評定の概要は以下のとおりです。

評定の対象者	毎年基準日（12月31日）現在在職の警視以下の階級にある警察官及び同相当職以下の一般職員
評定者	上位の職の者が評定（第一次評定、第二次評定及び最終評定）
評定対象期間	毎年1月1日から12月31日まで
評定方法	評定期間における勤務実績及び勤務を通じて把握した能力、性格、適性等を、原則として7段階評価で相対的（所属単位）に評価する。
評定手順	自己申告... 被評定者が、自己の身上、実績、能力等を自己申告する。 評定... 自己申告に基づき、面接を実施して、公正な総合評価を行う。
評定要素	職務遂行能力、取組姿勢、実績、性格・行動、素行等

7 福祉及び利益の保護の状況

地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務能率の向上を目的とした福利厚生制度を実施しています。

平成16年度においては、次のような事業を行っています。

（1）健康管理事業の状況

労働安全衛生法及び各任命権者の安全衛生管理規程に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
一般健康診断	職員の一般的な健康状態を把握し、適切な就業上の措置や保健指導を実施することを目的に実施しています。
特殊健康診断	有害な業務に常時従事する職員に業務上疾病が発生するのを予防することを目的に実施しています。

その他健康診断	生活習慣病の予防を目的とした各種がん検診等の健康診断を実施しています。	
その他の健康管理事業	快適な職場環境を実現し職員の安全と健康を確保するため、安全衛生管理事業、メンタルヘルス事業等を実施しています。	
健康管理事業の決算額		259,725 千円

(2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第42条に定められる地方公務員の厚生制度（職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項）を効率的・効果的に実施するため、互助会の実施する下記の事業に対し助成しています。

財団法人三重県職員互助会への補助金の状況

補助対象事業	事業の内容	
体育文化関係事業	職員体育大会等の各種スポーツ大会、文化作品展等の文化事業にかかる経費のうち、企画費、会場費等実施に直接必要な経費を補助しています。	
施設利用助成金等	健康管理・社会参加・自己実現・元気回復に要した経費につき助成するマイ・セレクト助成等にかかる事業経費の1/2を補助しています。	
健康管理等事業	人間ドック受診支援事業、職場医薬品配布事業に要した事業経費を補助しています。	
ライフプラン推進事業	職員が主体性をもって、自己の価値観に沿った人生を自ら積極的に創造することをサポートするためのライフプラン事業に要した事業経費を補助しています。	
人件費	補助対象事業に従事する人件費相当分を補助しています。	
その他の福利厚生事業	体育文化クラブ助成、庁舎厚生施設整備費等の事業に要した経費の1/2を補助しています。	
補助金の決算額		167,219 千円

* 財団法人三重県職員互助会は、知事の事務部局、県議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、海区漁業調整委員会の事務部局等、企業庁、病院事業庁の6,370人の職員を対象としています。

財団法人三重県公立学校職員互助会への補助金の状況

補助対象事業	事業の内容	
文化関係事業	教職員の文化教養の向上を目的として、教職員美術展の運営及び文芸誌の作成に必要な経費を補助しています。	
施設利用助成金等	教職員が心身のリフレッシュをはかるために関係施設を利用した経費の一部を助成する事業にかかる事業経費の1/2を補助しています。	
健康管理等事業	人間ドック受診補助事業に要した事業経費を補助しています。	
ライフプラン推進事業	教職員の生涯生活設計の創造を支援するため、ライフプランセミナーの開催に要した事業経費を補助しています。	
人件費	補助対象事業に従事する人件費相当分を補助しています。	
その他の福利厚生事業	福利相談、地区別厚生事業等の事業に要した事業経費の1/2を補助しています。	
補助金の決算額		361,720 千円

* 財団法人三重県公立学校職員互助会は、公立小中学校及び県立学校、その他教育機関、教育委員会事務局等の16,812人の職員を対象としています。

財団法人三重県警察職員互助会への補助金の状況

補助対象事業	事業の内容
健康管理等事業	人間ドック受診支援事業、前立腺ガン検査受診事業に要した事業経費を補助しています。
ライフプラン推進事業	職員が主体性をもって、自己の価値観に沿った人生を自ら積極的に創造することをサポートするためのライフプラン事業に要した事業経費を補助しています。
施設利用補助事業	健康増進施設を利用して、心身のリフレッシュを図る際の経費の一部を助成する事業にかかる事業経費の1/2を補助しています。
その他の福利厚生事業	福利相談事業、所属への教養図書配分事業等の事業に要した経費の1/2を補助しています。
人件費	補助対象事業に従事する人件費相当分を補助しています。
管理費	管理費として必要な経費の1/2を補助しています。
補助金の決算額	
99,204 千円	

* 財団法人三重県警察職員互助会は、警察の3,255人の職員を対象としています。

(3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

8 その他知事が必要と認める事項

(1) 労使協働委員会の概要

趣旨・目的

労使の緊張感ある協働の下、県民が主役の、より良い県政の実現を目指して、勤務条件から政策議論にいたる幅広い課題についてオープンで建設的な議論を行うため、平成12年5月30日に創設しました。

県民満足度の向上を図るとともに、誇りを持って働ける職員満足度の高い職場を創造していくため、「労使協働委員会」において、労使双方が真摯に議論を行っています。

体制・主な特徴

- ・ 県の組織体制に沿った三層制の体制（中央、部局等、職場）で構成されています。
- ・ 中央労使協働委員会は、マスコミに公開し開催するとともに、その概要は県ホームページへ掲載し「透明性」を図っています。
- ・ 労使協働委員会の活動は、庁内ネットワーク上（電子キャビネット）へ掲示し、職員や組織の間で情報を共有しています。

理念・枠組み

- ・ 共同アピール 平成12年5月30日（創設日）
- ・ 共同アピール2003 平成15年7月25日
- ・ 運営要綱 平成14年4月24日（平成15年10月22日改定）

これまでの取組の概要は、県ホームページで公表しています。

* 県ホームページアドレス

<http://www.pref.mie.jp/jinzai/plan/shikumi/roukyou/roukyou.htm>

二 人事委員会の業務の状況

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

平成16年度中に実施した競争試験は、三重県職員採用候補者試験、三重県警察官採用候補者試験及び市町村立小中学校職員採用候補者試験であり、その状況は下表のとおりでした。

試験種類	試験区分		採用予定数	申込者数	第1次試験							第2次試験			最終合格者数	うち女性	競争率		
					うち女性	うちインターネット申込み	受験者数	うち女性	受験率	合格者数	うち女性	競争率	受験者数	うち女性				受験率	
三重県職員採用試験	一般行政分野	行政	約 20	654	234	276	502	190	76.8%	43	13	11.7	36	11	83.7%	26	10	19.3	
		行政	約 8	153	65	68	112	51	73.2%	24	13	4.7	23	13	95.8%	8	5	14.0	
	福祉分野	福祉技術	約 3	65	45	20	56	40	86.2%	7	4	8.0	7	4	100.0%	3	2	18.7	
		環境	約 1	43	14	24	28	7	65.1%	4	2	7.0	4	2	100.0%	1	1	28.0	
	環境分野	化学	約 1	27	9	12	21	7	77.8%	3	1	7.0	3	1	100.0%	1	0	21.0	
		林学	約 1	20	8	8	14	6	70.0%	3	0	4.7	2	0	66.7%	1	0	14.0	
		農学	約 2	36	17	20	25	10	69.4%	6	3	4.2	4	2	66.7%	2	2	12.5	
	自然分野	水産	約 2	36	9	21	24	6	66.7%	6	0	4.0	6	0	100.0%	2	0	12.0	
		情報	約 1	30	4	16	23	2	76.7%	3	0	7.7	2	0	66.7%	1	0	23.0	
	工学分野	総合土木	約 10	83	8	43	66	5	79.5%	20	2	3.3	19	2	95.0%	10	1	6.6	
		建築	約 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		電気	約 3	33	2	11	27	2	81.8%	5	0	5.4	5	0	100.0%	3	0	9.0	
		機械	約 1	16	0	6	12	0	75.0%	3	0	4.0	3	0	100.0%	1	0	12.0	
	健康衛生分野	獣医	約 5	3	0	2	2	0	66.7%	2	0	1.0	2	0	100.0%	2	0	1.0	
		薬学	約 6	23	15	12	19	12	82.6%	11	6	1.7	11	6	100.0%	7	5	2.7	
		保健師	約 1	20	20	13	17	17	85.0%	3	3	5.7	3	3	100.0%	1	1	17.0	
		管理栄養士	約 1	28	28	9	21	21	75.0%	4	4	5.3	4	4	100.0%	1	1	21.0	
	合 計		約 66	1270	478	561	969	376	76.3%	147	51	6.6	134	48	91.2%	70	28	13.8	
	A 特別募集	健康衛生分野	獣医	約 2	4	2	0	1	0	25.0%	1	0	1.0	1	0	100.0%	1	0	1.0
	合 計		約 2	4	2	0	1	0	25.0%	1	0	1.0	1	0	100.0%	1	0	1.0	
	B	警察事務	約 10	341	147	151	251	109	73.6%	40	12	6.3	39	12	97.5%	14	7	17.9	
		司書	約 5	128	100	64	100	79	78.1%	10	6	10.0	9	5	90.0%	5	2	20.0	
	合 計		約 15	469	247	215	351	188	74.8%	50	18	7.0	48	17	96.0%	19	9	18.5	
	C	一般行政分野	一般事務	約 5	109	47	22	99	47	90.8%	9	1	11.0	9	1	100.0%	7	1	14.1
		工学分野	総合土木	約 2	15	1	2	13	1	86.7%	3	1	4.3	2	1	66.7%	2	1	6.5
		警察事務	約 2	25	19	4	22	16	88.0%	8	6	2.8	8	6	100.0%	3	3	7.3	
合 計		約 9	149	67	28	134	64	89.9%	20	8	6.7	19	8	95.0%	12	5	11.2		
民間	一般行政分野	行政	約 4	108	14	52	76	13	70.4%	14	0	5.4	14	0	100.0%	5	0	15.2	
	福祉分野	福祉技術	約 1	10	1	5	9	1	90.0%	4	1	2.3	4	1	100.0%	0	0	-	
	環境分野	化学	約 1	21	1	14	17	1	81.0%	3	0	5.7	3	0	100.0%	1	0	17.0	
	自然分野	農学	約 1	6	0	3	6	0	100.0%	3	0	2.0	3	0	100.0%	1	0	6.0	
	情報分野	情報	約 1	53	1	36	43	1	81.1%	4	0	10.8	4	0	100.0%	1	0	43.0	
	工学分野	総合土木	約 2	63	3	22	41	2	65.1%	6	1	6.8	5	1	83.3%	3	1	13.7	
	健康衛生分野	獣医	約 1	1	1	1	1	1	100.0%	1	1	1.0	1	1	100.0%	1	1	1.0	
合 計		約 11	262	21	133	193	19	73.7%	35	3	5.5	34	3	97.1%	12	2	16.1		
県職員合計		約 103	2154	815	937	1648	647	76.5%	253	80	6.5	236	76	93.3%	114	44	14.5		

試験種類	試験区分	採用予定数	申込者数	第1次試験								第2次試験			最終合格者数	うち女性	競争率	
				うち女性	うちインターネット申込み	受験者数	うち女性	受験率	合格者数	うち女性	競争率	受験者数	うち女性	受験率				
																		うち女性
警察官採用試験	男性	約 50	485	0	140	412	0	84.9%	188	0	2.2	160	0	85.1%	72	0	5.7	
	女性	約 4	118	118	40	101	101	85.6%	23	23	4.4	21	21	91.3%	5	5	20.2	
	A 4月 語学	スペイン語	約 2	14	10	8	13	9	92.9%	5	3	2.6	3	2	60.0%	2	1	6.5
		北京語	約 2	17	11	7	12	9	70.6%	6	3	2.0	5	2	83.3%	4	2	3.0
	武道	柔道	約 1	7	1	1	5	1	71.4%	2	1	2.5	2	1	100.0%	2	1	2.5
		剣道	約 1	1	0	0	1	0	100.0%	1	0	1.0	1	0	100.0%	0	0	-
	小計	約 60	642	140	196	544	120	84.7%	225	30	2.4	192	26	85.3%	85	9	6.4	
	A 10月	男性	約 30	281	0	97	236	0	84.0%	116	0	2.0	107	0	92.2%	38	0	6.2
		女性	約 3	62	62	25	51	51	82.3%	11	11	4.6	10	10	90.9%	3	3	17.0
		小計	約 33	343	62	122	287	51	83.7%	127	11	2.3	117	10	92.1%	41	3	7.0
	合計	約 93	985	202	318	831	171	84.4%	352	41	2.4	309	36	87.8%	126	12	6.6	
	B 4月	男性	約 10	104	0	13	96	0	92.3%	49	0	2.0	47	0	95.9%	15	0	6.4
		女性	約 2	49	49	5	37	37	75.5%	11	11	3.4	11	11	100.0%	2	2	18.5
		小計	約 12	153	49	18	133	37	86.9%	60	11	2.2	58	11	96.7%	17	2	7.8
	B 2月	男性	約 10	114	0	19	95	0	83.3%	44	0	2.2	42	0	95.5%	11	0	8.6
		女性	約 2	30	30	7	28	28	93.3%	10	10	2.8	10	10	100.0%	2	2	14.0
		小計	約 12	144	30	26	123	28	85.4%	54	10	2.3	52	10	96.3%	13	2	9.5
	合計	約 24	297	79	44	256	65	86.2%	114	21	2.2	110	21	96.5%	30	4	8.5	
	警察官合計	約 117	1282	281	362	1087	236	84.8%	466	62	2.3	419	57	89.9%	156	16	7.0	
	市町村立学校職員採用試験	B	学校事務	約 15	462	204	210	335	146	72.5%	32	7	10.5	27	6	84.4%	15	5
学校栄養士			約 5	81	77	27	65	61	80.2%	9	9	7.2	9	9	100.0%	5	5	13.0
合計		約 20	543	281	237	400	207	73.7%	41	16	9.8	36	15	87.8%	20	10	20.0	
C		学校事務	約 5	62	37	11	49	26	79.0%	9	4	5.4	9	4	100.0%	5	3	9.8
		合計	約 5	62	37	11	49	26	79.0%	9	4	5.4	9	4	100.0%	5	3	9.8
学校職員合計		約 25	605	318	248	449	233	74.2%	50	20	9.0	45	19	90.0%	25	13	18.0	
総合計	約 245	4041	1414	1547	3184	1116	78.8%	769	162	4.1	700	152	91.0%	295	73	10.8		

(2) 採用選考の状況

平成16年度中に人事委員会あてに各任命権者から申請があった採用選考の状況は下表のとおりでした。(国の機関等からの割愛採用等を含む。)(単位:人)

任命権者 職級	知事等	教育委員会	警察本部長	計
部長級	2			2
次長級	3			3
課長級	14	4	1	19
課長補佐級	12	24	4	40
係長級	12	14	1	27
主事技師級	38	12	2	52
現業職	2			2
警視			1	1
警部			1	1
警部補			1	1
巡查部長			5	5
計	83	54	16	153

(3) 昇任試験(警察官)の状況

平成16年度に実施した警察官にかかる昇任試験の実施状況は下表のとおりでした。

(警察官の昇任試験実施は警察本部長に委任している。)(単位:人)

試験の種類	受験者数	合格者数	合格率
警部昇任試験	263	20	7.6%
警部補昇任試験	443	50	11.3%
巡查部長昇任試験	561	67	11.9%
計	1,267	137	10.8%

(4) 職級別昇任選考者数

平成16年度中に人事委員会あてに各任命権者から申請があった昇任選考の状況は下表のとおりでした。(単位:人)

任命権者 職級	知事等	教育委員会	警察本部長	計
部長級	13			13
部次長級	29	1		30
課長級	67	8	5	80
課長補佐級	142	11	5	158
係長級	221	24	7	252
警視			14	14
警部			2	2
警部補			5	5
巡查部長			10	10
計	472	44	48	564

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成16年10月8日、人事委員会は、知事及び県議会議長に次のとおり報告及び勧告を行いました。

(1) 給与の状況

職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与の精密な比較を行うため、人事院と共同し、企業規模で100人以上かつ事業所規模で50人以上の従業員を有する民間事業所を対象に、職種別民間給与実態調査を実施しました。当該調査にあたっては、対象となった516の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって110事業所を抽出し、公務に類似すると認められる従業員に対して、平成16年4月分として支払われた給与等について調査を行いました。

その結果、月例給については、職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均146円上回っていました。

また、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、給与月額額の4.41月分であり、職員の特別給である期末・勤勉手当の年間支給割合の4.4月分と概ね均衡していました。

改定すべき事項等

ア 月例給は、上記のとおり職員の給与と民間従業員の給与の較差が小さいことに加え、国や他の地方公共団体の勧告動向等を踏まえ、改定を見送ることとします。

イ 特別給も同様に、民間の状況とおおむね均衡していることから、期末・勤勉手当についても現行どおりの支給月数とします。

ウ 寒冷地手当は、抜本的な見直しを行った人事院勧告の趣旨に準じて改定するものとします。

給与制度

民間企業においては、職務や成果を重視した給与システムへの転換が図られ、国においては、新給与制度の導入などが検討されていますが、これらの動向を十分注視しながら多面的に検討していくことが必要です。

(2) 人事システム及び公務運営の状況

人事行政の運営に関しては、「県民しあわせプラン」を推進し、「県民が主役の県政」を実現するため、人材の確保・活用・育成、人事評価制度の構築、勤務形態の弾力化・多様化の推進、男女共同参画社会への取組、次世代育成支援、労働安全衛生・健康対策の推進、苦情相談体制の整備等を実施することが必要です。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の件数

平成16年度において、新たな措置要求事案はなく、前年度から係属している事案1件について継続して審査を行いました。

区 分	平成 16.3.31 現在 未処理件数	平成 16.4.1 ～ 平成 17.3.31 の措置要求 件数	平成 16.4.1 ～ 平成 17.3.31 の処理件数	左の内訳		平成 17.3.31 現在 未処理件数
				平成 16.3.31 現在未処理 件数にかか る処理件数	平成 16.4.1 ～ 平成 17.3.31 の措置要求 にかかる 処理件数	
給 与	1					1
計	1					1

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 不利益処分に関する不服申立ての件数

平成16年度において、新たな不服申立て事案は5件、前年度から係属している事案は3件であり、計8件について審査を行い、うち3件を処理しました。

区 分	平成 16.3.31 現在 未処理件数	平成 16.4.1 ～ 平成 17.3.31 の不服申立 て件数	平成 16.4.1 ～ 平成 17.3.31 の処理件数	左の内訳		平成 17.3.31 現在 未処理件数
				平成 16.3.31 現在未処理 件数にかか る処理件数	平成 16.4.1 ～ 平成 17.3.31 の不服申立 てにかかる 処理件数	
分限免職処分	1	4	1		1	4
懲戒免職処分	1					1
転任処分		1	1		1	
その他	1		1	1		
計	3	5	3	1	2	5